

## 新型コロナウイルスの対応について（第 31 報）

2021 年 6 月 11 日

### 1. まん延防止等重点措置の解除について(群馬、石川、熊本)

政府は 6 月 10 日、群馬、石川および、熊本の 3 県に適用している「まん延防止等重点措置」を 6 月 13 日までで解除することを決定しました。

当社は今回の決定を受け、九州支店の業務等を継続することを前提とした在宅勤務を解除します。

#### 【現在、在宅勤務実施中の地区】

- ・名古屋本社 6 月 20 日まで
- ・東京地区 6 月 20 日 //
- ・札幌支店 6 月 20 日 //
- ・岡山支店 6 月 20 日 //

なお、やむを得ず出勤する場合は、通勤混雑を避けるために、始業時間を最大前後 1 時間ずらす範囲での「時差出勤」を認めます。

### 2. ワクチン接種に伴う特別有給休暇の付与について

ワクチン接種当日および、翌日接種により体調不良となった場合はその 1 日を特別有給休暇として付与します。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。